

第 1 編 総則

目 次

第1章 総則.....	1-1-1
第1節 目的.....	1-1-1
第2節 用語.....	1-2-1
第3節 浦添市の概況.....	1-3-1
1 自然的条件.....	1-3-1
2 社会的条件.....	1-3-2
3 交通状況.....	1-3-2
4 過去における災害状況.....	1-3-3
第4節 災害の想定.....	1-4-1
第1 風水害.....	1-4-1
1 台風.....	1-4-1
2 高潮（浸水想定）.....	1-4-1
3 土砂災害（危険箇所・区域）.....	1-4-2
第2 地震及び津波の被害想定.....	1-4-2
1 想定地震.....	1-4-2
2 予測項目・条件.....	1-4-3
3 予測結果の概要.....	1-4-4
4 直下型地震について.....	1-4-6
第3 津波の浸水想定.....	1-4-6
1 津波浸水想定.....	1-4-6
第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	1-5-1
1 浦添市.....	1-5-1
2 指定地方行政機関.....	1-5-1
3 自衛隊.....	1-5-3
4 沖縄県.....	1-5-3
5 沖縄県警察（浦添警察署）.....	1-5-4
6 指定公共機関.....	1-5-4
7 指定地方公共機関.....	1-5-5
8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者.....	1-5-6
第6節 市民及び事業者等の責務.....	1-6-1
1 市民.....	1-6-1
2 自治会・自主防災組織.....	1-6-1
3 事業者.....	1-6-1
第2章 基本方針.....	2-1-1
第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方.....	2-1-1
1 想定の方針.....	2-1-1
2 防災計画の方針.....	2-1-2
第2節 防災対策の基本方針.....	2-2-1
1 周到かつ十分な災害予防対策.....	2-2-1

2	迅速かつ円滑な災害応急対策.....	2-2-1
3	適切かつ速やかな災害復旧・復興対策.....	2-2-2
4	その他.....	2-2-2
第3節	本県の特殊性等を考慮した重要事項.....	2-3-1
1	沿岸部の低地に密集する人口等への防災対策.....	2-3-1
2	観光客や外国人の避難誘導.....	2-3-1
第4節	防災計画の見直しと推進.....	2-4-1
1	防災計画の見直し.....	2-4-1
2	防災計画の効果的な推進.....	2-4-1
3	様々な主体の相互連携と市民運動の展開.....	2-4-1
4	市及び指定地方公共機関等の連携.....	2-4-1
5	防災会議における検証等.....	2-4-1
6	地区防災計画の策定等.....	2-4-2
7	防災計画の整合性の確保.....	2-4-2

第1章 総則

第1節 目的

浦添市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び浦添市防災会議条例第2条の規定に基づいて、浦添市の防災対策に関し、概ね次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、防災の万全を期するものである。

- 1 浦添市の防災対策に関する指定地方行政機関、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに市民等の責務
- 2 治水、砂防及び海岸保全事業、緊急防災・減災事業、防災教育及び訓練、災害用食料、物資及び資材の備蓄及び防災施設の整備その他の災害予防に関する計画
- 3 防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧・復興に関する計画
- 5 その他の必要な事項

なお、浦添市地域防災計画の構成、対象災害は次のとおりである。

第1編	総則 浦添市地域防災計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本事項
第2編	災害予防計画 地震・津波及び風水害等に対する予防計画
第3編	災害応急対策計画 地震・津波及び風水害等に対する応急対策計画
第4編	災害復旧・復興計画 地震・津波及び風水害等に対する復旧・復興計画
資料編	各編に關係する資料・様式

第2節 用語

浦添市地域防災計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 1 基本法：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 2 救助法：災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- 3 市防災計画：浦添市地域防災計画をいう。
- 4 市本部：浦添市災害対策本部をいう。
- 5 市本部長：浦添市災害対策本部長をいう。
- 6 県防災計画：沖縄県地域防災計画をいう。
- 7 県本部：沖縄県災害対策本部をいう。
- 8 県本部長：沖縄県災害対策本部長をいう。
- 9 地方本部：沖縄県災害対策地方本部をいう。
- 10 地方本部長：沖縄県災害対策地方本部長をいう。
- 11 県医療本部：沖縄県災害医療本部をいう。
- 12 地域医療本部：沖縄県地域災害医療本部をいう。

第3節 浦添市の概況

1 自然的条件

(1) 位置及び面積

本市は、沖縄本島の南側に位置し、東シナ海に面する西海岸沿いにおいて東に西原町、南に那覇市、北東に宜野湾市が隣接している。

市域(飛地を含む)は、東西8.4km、南北4.6kmで、北を頂点として、南西及び南東に広がった扇状の形をしており、総面積は、平成23年12月22日に牧港2丁目の牧港水系宇地泊川改修地、平成24年6月27日に西洲2丁目のふ頭用地埋立てにより19.48km²となっている。

(2) 地勢

本市の地勢は、市域の東側に沖縄本島を縦断する丘陵が細長い状態で横たわっており、その丘陵から直角の方向で一つの細い丘陵が市域のやや北側をとおって西の方向へ緩やかに傾斜し、海岸沿いまで続いている。

地形をみると、市域の中間部から東側は標高60mから140mの丘陵が波状となって激しい起伏を呈し、西側にかけては標高50m内外の高さから西海岸へ比較的起伏の緩やかな状態で傾斜している。

(3) 地質

本市の地質は、小禄砂岩層、与那原粘土層、琉球石灰岩、沖積層、海岸堆積層から成っている。そのおおかたは小禄砂岩層と与那原粘土層を基盤としてその上に琉球石灰岩が載り、土壌は与那原粘土層の風化土壌であるジャーガルと琉球石灰岩の風化土壌である島尻マーヅが市域に広く分布し、アルカリ性で肥沃な土壌となっている。

分布状況を地域別にみると、西原、当山付近と前田の一部は与那原粘土層が広がり、その地域から牧港方面に細く続いている。この地域の北側には、琉球石灰岩に覆われた地域も幾分残っている。そして、伊祖から港川につらなる丘陵に沿うようにして細く琉球石灰岩の地域があり、港川、牧港あたりで広がっている。その丘陵の南、緩傾斜する一帯には小禄砂岩層が広範にわたって露出している。これは前田の南側、経塚、仲間、安波茶あたりから伊祖の一部地域をとおって城間、港川一帯まで広く露出している。中央低地部はほとんどが与那原粘土層で覆われ、また、沢岬と安波茶の高台には琉球石灰岩が少し残る程度である。中央部から西側、つまり国道58号付近から海岸線近くは勢理客と港川を両端として城間、屋富祖、仲西が孤を描いた台地になり、琉球石灰岩に覆われているが、城間の高台では与那原粘土層が露出している。

本市に分布する琉球石灰岩はおおかた那覇石灰岩から成るが、ところどころに牧港石灰岩と読谷石灰岩が分布している。また、海岸沿いの地域は主に海岸堆積層から成っているが、河口と低地には沖積層も分布している。

(4) 河川

市内には全長約3～5km、幅員約50～90mの小規模クラスの4つの河川・水路(安謝川、小湾川、シリン川、牧港川)があり、そのいずれも市の東高台地域を上流として西側に流れ、東シナ海に緩やかに注いでいる。また、平均水位や平均流量はともに少なく、それぞれ1～20cm、0.15～0.27m³/秒となっている。

(5) 気候・気象・地震活動の自然災害

本市の気候区分は、亜熱帯海岸性気候である。沖縄気象台(那覇市)における1981年～2010年までの30年間の平均した値をみると、年間降水量1972.1mm、年平均気温21.2℃、年平均相対湿度75%となっている。

※降水量や風速は、沖縄気象台での観測値である。

■浦添市における主な気象要素の平年値（年・月毎の値）

要素	気温(℃)			降水量(mm)	相対湿度(%)	風向・風速(m/s)		日照時間(時間)
	平均	最高	最低			平均風速	最多風向	
統計期間	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1990～2010	1981～2010
1月	17	19.5	14.6	107	67	5.4	北北東	94.2
2月	17.1	19.8	14.8	119.7	70	5.3	北	87.1
3月	18.9	21.7	16.5	161.4	73	5.2	北	108.3
4月	21.4	24.1	19	165.7	76	5.1	東南東	123.8
5月	24	26.7	21.8	231.6	79	5	東	145.8
6月	26.8	29.4	24.8	247.2	83	5.4	南南西	163.6
7月	28.9	31.8	26.8	141.4	78	5.3	南東	238.8
8月	28.7	31.5	26.6	240.5	78	5.2	南東	215
9月	27.6	30.4	25.5	260.5	76	5.4	東南東	188.9
10月	25.2	27.9	23.1	152.*	71	5.4	北北東	169.6
11月	22.1	24.6	19.9	110.2	69	5.5	北北東	123
12月	18.7	21.2	16.3	102.8	66	5.2	北北東	115.6
年	23.1	25.7	20.8	2040.8	74	5.3	北北東	1774

要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日最低海面気圧(hPa)	936.3 (1956/9/8)	939.7 (2007/7/13)	940 (1954/8/15)	940.5 (1961/10/2)	940.6 (1930/7/17)	1890/7 Oct-14
日降水量(mm)	468.9 (1959/10/16)	427.5 (2007/8/11)	427 (1906/11/12)	411.5 (1999/9/22)	351.8 (1981/4/11)	1890/7 Oct-14
日最大10分間降水量(mm)	29.5 (1979/6/11)	27.5 (1980/4/11)	26.5 (1988/7/16)	26.5 (1981/4/19)	26 (1998/2/18)	Jan-41 Oct-14
日最大1時間降水量(mm)	110.5 (1998/7/17)	102.5 (1992/10/11)	95 (1985/8/13)	94 (1986/9/24)	92.6 (1910/8/8)	Jan-00 Oct-14
月最大24時間降水量(mm)	477 (1999/9/22)	431 (2007/8/11)	369 (2014/7/8)	353 (1998/10/5)	345 (2002/9/5)	Jan-71 Oct-14
年降水量の多い方から(mm)	3322 -1998	3190.9 -1941	3176.2 -1966	3042 -1975	2983.8 -1959	1890年 2014年
日最大風速・風向(m/s)	49.5 東北東 (1949/6/20)	47.0 南西 (1957/9/26)	46.4 北北東 (1949/7/23)	45.2 北 (1959/11/13)	45.1 西北西 (1948/10/4)	May-27 Oct-14
日最大瞬間風速・風向き(m/s)	73.6 南 (1956/9/8)	61.4 南 (1957/9/26)	61.2 西北西 (2012/9/29)	58.9 南南東 (1999/9/22)	58.2 北 (1961/10/2)	Aug-53 Oct-14

2 社会的条件

(1) 人口

平成27年の国勢調査における本市の人口は、114,232人であるが、平成30年1月末日における住民登録人口は、114,385人となっている。

(2) 居住状況

本市の家屋総数は、平成28年1月1日現在18,605棟で、このうち木造家屋は全体の2%に相当する382棟である。

3 交通状況

本市の西側を縦断している国道58号は、沖縄の主要幹線道路で那覇市から沖縄本島を西海岸に沿って北は国頭村の奥まで延びている。本市の東側を通っている宜野湾南風原線は、那覇市首里を経て字西原まで延び、そのまま国道330号と連結している。また、本市の中央を縦断する国道330号は、国道58号、宜野湾南風原等の交通渋滞を緩和する

ために造られたバイパスである。その他に仲間、安波茶を軸として県道153号線が那覇市首里から牧港を結び、本市を横断している浦添西原線は屋富祖と前田を結び国道58号と宜野湾南風原線に連結している。また、国道58号と国道330号の間を通っている県道251号(旧パイプライン)は、旧鉄道敷地を利用した内間から伊祖、牧港及び宜野湾市を結ぶ主要幹線となっている。

本市にある橋梁は、平成26年4月31日現在国道10、県道11、市道30の計51橋である。

橋梁の総延長は2,110mで、その内訳をみると国道669m、県道836m、市道605mである。

本市の自動車総数は、平成28年3月31日現在で8万7,006台(県全体の約8.0%)であり、その内訳は、小型自動車が2万2,336台(本市の自動車総数の約25.7%)と最も多く、次いで小型二輪・軽自動車4万8,312台(同55.5%)、普通自動車1万2,326台(同約14.2%)、その他の自動車(特殊用途車、大型特殊車)1,733台(同約2.0%)となっている。また、本市の自動車の普及は1.3人に1台の割合となっている。

このような自動車が多い状況の中、本市における幹線別時間帯交通量は、国道58号をはじめ、那覇宜野湾線、浦添西原線及び153号線において、8時～9時、17時～19時の時間帯で渋滞の傾向にある。

4 過去における災害状況

自然災害、人為的災害を、資料編に示す。

第4節 災害の想定

本市の気象、地勢及び、地質等の地域特性によって起こる災害を検討した結果、次に掲げる規模の災害を想定の基本として策定した。

ただし、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震、1771年八重山地方大地震の津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、市内全域で可能な限り対策を講じる必要がある。

第1 風水害

1 台風

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| (1) 昭和32年台風第14号 | フェイ |
| 襲来年月日 | 1957年（昭和32年）9月25日、26日 |
| 最大風速 | 47.0m/s（那覇） |
| 最大瞬間風速 | 61.4m/s（那覇） |
| 降水量 | 70.7mm（那覇、25～26日） |
| 死傷者・行方不明者 | 193名（うち死者・行方不明者131名） |
| 住宅全半壊 | 16,091戸 |
| (2) 第2宮古島台風（昭和41年台風第18号 | コラ） |
| 襲来年月日 | 1966年（昭和41年）9月5日 |
| 最大風速 | 60.8m/s（宮古島） |
| 最大瞬間風速 | 85.3m/s（宮古島） |
| 降水量 | 297.4mm（宮古島、3～6日） |
| 傷者 | 41名 |
| 住宅全半壊 | 7,765戸 |
| (3) 平成15年台風第14号 | マエミー |
| 襲来年月日 | 2003年（平成15年）9月10日、11日 |
| 最大風速 | 38.4m/s（宮古島） |
| 最大瞬間風速 | 74.1m/s（宮古島） |
| 降水量 | 470.0mm（宮古島、9～12日） |
| 死傷者 | 94名（うち死者1名） |
| 住宅全半壊 | 102棟（うち全壊19棟） |

2 高潮（浸水想定）

沖縄県では、沖縄県に來襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測している。調査は平成18年度に本島沿岸域を対象に実施しており、本市に關係する予測結果の概要は次のとおりである。

■高潮浸水想定の概要

対 象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水。

※資料編〔災害危険箇所関係〕

- 重要水防区域内で危険と予想される区域（河川・海岸）

3 土砂災害（危険箇所・区域等）

本市にはがけ崩れ、土石流、地すべりへの警戒避難等が必要な箇所は以下に示す箇所である。

これらの危険箇所・区域等は表層崩壊を想定している。

■市内の土砂災害危険箇所・区域一覧

種 別	急傾斜地	土石流	地すべり	合 計
土砂災害危険箇所 （沖縄県、平成 14 年度）	38	0	3	41
土砂災害警戒区域 （沖縄県、平成 29 年度）	48	0	4	52
土砂災害特別警戒区域 （沖縄県、平成 29 年度）	0	0	0	0
山地災害危険地区 （林野庁、平成 19 年度）	0	0	0	0
農地地すべり危険箇所 （農林水産省農村振興局、平成 10 年度）	0	0	0	0

※資料編〔災害危険箇所関係〕

- 地すべりによる危険が予想される箇所
- 急傾斜地崩壊危険箇所(人工斜面・自然斜面)
- 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)と警戒避難体制

第2 地震及び津波の被害想定

地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」（平成 25 年度）に基づき、本市に係る被害の概要を以下にまとめる。

1 想定地震

県が想定した陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある 20 の地震のうち、本市に比較的大きな被害が予想される「沖縄本島南東沖地震 3 連動」を想定地震（予測最大震度 6 強）とする。

なお、最大震度は、伊祖断層を震源とする地震の方が、震度が大きい予測であるが、

地震被害想定や津波浸水想定が実施されていないため、地域防災計画策定にあたっては、「沖縄本島南東沖地震3連動」を想定地震とした。

■地震・津波被害予測の想定地震一覧

地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	マグニチュード	ゆれ等の特徴（予測最大震度）	備考
沖縄本島南部断層系	7.0	沖縄本島南部において震度が大きい（7）	前回調査（平成21年度）より
伊祖断層	6.9	那覇市周辺において震度が大きい（7）	
石川一具志川断層系	6.9	沖縄本島中南部において震度が大きい（7）	
沖縄本島南部スラブ内	7.8	沖縄本島南～中部において震度が大きい（6強）	
宮古島断層	7.3	宮古島において震度が大きい（7）	
八重山諸島南西沖地震	8.7	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	平成23・24年度津波被害想定調査より
八重山諸島南方沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	
八重山諸島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	
沖縄本島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	
沖縄本島東方沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	
石垣島南方沖地震	7.8	黒島において震度が大きい（6弱）	
石垣島東方沖地震	8.0	石垣島において震度が大きい（6強）	
石垣島北方沖地震	8.1	西表島、多良間島において震度が大きい（6強）	
久米島北方沖地震	8.1	久米島、粟国島において震度が大きい（6強）	
沖縄本島北西沖地震	8.1	伊平屋島、伊是名島において震度が大きい（6弱）	
沖縄本島南東沖地震3連動	9.0	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が大きい（6強）	
八重山諸島南方沖地震3連動	9.0	先島諸島広域において震度が大きい（6強）	
沖縄本島北部スラブ内	7.8	沖縄本島中～北部において震度が大きい（6強）	平成25年度に新規設定
宮古島スラブ内	7.8	宮古島全域、伊良部諸島において震度が大きい（6強）	
石垣島スラブ内	7.8	石垣島市街地において震度が大きい（6強）	

出典：沖縄県地域防災計画（平成30年3月修正）

2 予測項目・条件

県防災計画においては、下記に示す予測項目・条件を設定している。

(1) 被害想定の対象とする地震

選定にあたっては、以下の点を考慮した。

- ①局地的な影響も考慮して、各地域、離島で最大の震度が推定される地震を選定した。
- ②震度が弱く、被害が少ないと予想される地震は非選定とした。
- ③震源域が近く、震度の分布傾向が似通った地震が複数ある場合については、そのうちの1地震で代用させることとした。
- ④平成23・24年度津波被害想定調査において、津波詳細シミュレーションを実施していない地震は非選定とした。

(2) 予測する主な項目

各々の地震による震度（地震動）、液状化危険度、建築被害（揺れ、液状化、土砂災

害、津波、地震火災)、人的被害、交通施設被害、ライフライン被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、要配慮者被害である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、県民や観光客の滞留、就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の12時、冬の18時の3シーンとした。

3 予測結果の概要

(1) 沖縄本島南東沖地震3連動(「沖縄県地震被害想定調査」(平成25年度))

市内全域で震度6弱が想定され、液状化については、沿岸地域に液状化の危険度が極めて高い地区が見られる。

建物被害は、全壊約1,826棟、半壊約3,664棟の被害発生が予想される。

火災は、10件の炎上出火が想定され、うち1棟が焼失するが、市街地延焼には至らないと想定される

人的被害は、浦添市で死者約154名、重傷者約1,058名、軽傷者約2,400名、避難者約8,397名と想定される。

■市域における地震・津波被害量予測一覧

想定被害項目					沖縄本島 南東沖地震 (3連動)	
計測震度				最大値	6.0	
				最小値	5.9	
				平均値	5.8	
建物被害 棟数	地震動	全壊	(木造+非木造)	(棟)	1,198	
		半壊	(木造+非木造)	(棟)	2,893	
	液状化	全壊	(木造+非木造)	(棟)	187	
		半壊	(木造+非木造)	(棟)	220	
	土砂災害	急傾斜地崩壊 危険箇所	全壊		(棟)	12
			半壊		(棟)	29
		山腹崩壊危険 地区	全壊		(棟)	0
			半壊		(棟)	0
		地すべり 危険箇所	全壊		(棟)	4
			半壊		(棟)	9
		地すべり 危険地区	全壊		(棟)	0
			半壊		(棟)	0
	地すべり 危険地	全壊		(棟)	0	
		半壊		(棟)	0	
津波	全壊		(棟)	425		
	半壊		(棟)	513		
出火・ 延焼被害	出火件数			(件)	10	
	消失棟数			(棟)	1	
人的被害	建物倒壊	死者数			(人)	11
		負傷者 数	重症		(人)	120
			軽傷		(人)	605
		要救助者			(人)	590
	土砂災害	死者数			(人)	1
		負傷者 数	重症		(人)	1
			軽傷		(人)	1
	火災等	死者数			(人)	0
		負傷者 数	重症		(人)	1
			軽傷		(人)	2
	津波	死者数			(人)	139
		負傷者 数	重症		(人)	890
			軽傷		(人)	1,720
		要救助者数			(人)	1,108
		要捜索者数			(人)	2,749
	ブロック 塀の倒壊	死者数			(人)	3
		負傷者 数	重症		(人)	46
			軽傷		(人)	72
ライフ ライン	上下水道	断水	上水	(人)	92,725	
		人口	下水	(人)	25,928	
	電力	停電戸数		(戸)	5,281	
	通信	電話支障		(回線)	6,800	
都市ガス	支障戸数		(戸)	1,706		
交通施設 被害	道路被害	直轄		(箇所)	2	
		直轄外		(箇所)	14	
		道路施設被害		(箇所)	6	
	漁港	(牧港)		(箇所)	2	
		(浦添ふ頭)		(箇所)	6	
避難者	避難者数			(人)	8,397	
	避難所避難行動時要支援者数			(人)	986	

出典：沖縄県地震被害想定調査報告書平成26年3月沖縄県

※建物倒壊による人的被害と、建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）は、木造・非木造の合計数のデータを使用

※地震火災による人的被害は逃げ遅れ・逃げまどいの合計数のデータを使用

※ライフラインは、直後のデータを使用

※道路被害箇所数と、漁港被害箇所数は、地震・津波含む合計数のデータを使用

※道路施設被害箇所数は、橋梁・切土・斜面・盛土の合計数のデータを使用

※避難者数と避難所避難行動時要支援者数は、総数の1日後のデータを使用

4 直下型地震について

1の想定地震は、本市において発生する可能性が高い地震等から想定したものであるが、地震の多い我が国においてはどの地域においてもマグニチュード6.9程度の直下型地震が起こりうる。

そこで、県では県内市町村の地震防災マップの作成等、全市町村の地震対策の基礎資料となるように、県下各市町村の直下でマグニチュード6.9の地震を想定し、震度、液状化、建物被害を予測している。

本市では、県下各市町村の直下で地震が発生し、良好な地盤で震度5強程度の地震動が生じることを想定し、マグニチュード6.5、断層の上端の深さ10kmの地震を設定したところ、軟弱な地盤では震度6弱、堅固な地盤では震度5弱が予測されるとともに、軟弱な沖積地盤を有する市町村では沖積低地で液状化危険度が高くなる、あるいは非常に高くなると予測されている。

第3 津波の浸水想定

1 津波浸水想定

本市の避難計画等の基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、概要を以下にまとめる。

(1) 切迫性の高い津波

これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた、沖縄県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測した。「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成18・19年度）の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

■ 「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成18・19年度）津波浸水想定モデル一覧

	波源位置（モデル名）	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード（※1）
①	沖縄本島北方沖（C01）	80km	40km	4m	7.8
②	沖縄本島南東沖（D01W）	80km	40km	4m	
③	沖縄本島南西沖（H9RF）	80km	40km	4m	
④	久米島北方沖（B04E）	80km	40km	4m	
⑤	久米島南東沖（C02）	80km	40km	4m	
⑥	宮古島東方沖（C04W）	80km	40km	4m	7.8
⑦	宮古島南東沖（D06N）	80km	40km	4m	7.8
⑧	宮古島西方沖（C05W）	80km	40km	4m	7.8
⑨	石垣島東方沖1（C06W）	80km	40km	4m	7.8
⑩	石垣島東方沖2（NM11）	60km	30km	20m	8
		40km	20km	20m	7.7
⑪	石垣島南方沖（IM00）	15km	10km	90m	（※2）
⑫	石垣島北西沖（A03N）	80km	40km	4m	7.8
⑬	与那国島北方沖（A01N）	80km	40km	4m	7.8
⑭	与那国島南方沖（GYAK）	100km	50km	5m	7.9

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2 ⑩下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

(2) 最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

平成24年度の津波浸水想定以後、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード8.2に設定したものである。

想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

■ 「沖縄県津波被害想定調査」（平成26年度）津波浸水想定モデル一覧

	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード（※1）
①	八重山諸島南西沖地震	270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震（※2）	300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震	300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震（※4）	100km	50km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震（※2）	40km	20km	20m	7.8
		15km	10km	90m	（※3）
⑨	石垣島東方沖地震（※2）	60km	30km	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑭	久米島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑯	3連動 八重山諸島南方沖 地震	200km	70km	20m	9.0
		175km	70km	20m	
		300km	70km	20m	

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2 1771年八重山地震津波の再現モデルである。

※3 地滑りを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

※4 1791年の地震の再現モデル。

資料編に、津波浸水想定結果を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は、以下のとおりである。

「沿岸の最大水位」沿岸の沖合で最大となる津波の水位

「影響開始時間」沿岸の沖合の水位が、地震発生時から50cm上昇するまでの時間

「津波到達時間」津波第1波のピークが沿岸の沖合に到達するまでの時間

「最大遡上高」津波が到達する最も高い標高

※資料編〔地震・津波想定関係〕

○津波浸水想定図(平成27年3月):津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定

第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

浦添市及び本市を管轄する指定地方行政機関、沖縄県、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

1 浦添市

- (1) 市防災会議及び市災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 水防、消防、救助その他の応急措置
- (8) 災害時の保健衛生及び文教対策
- (9) 災害時における交通輸送の確保
- (10) 災害廃棄物の処理
- (11) 被災施設の災害復旧
- (12) 被災者に帯する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- (13) 地域の関係団体及び防災上必要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整
- (14) 公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進
- (15) その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置

2 指定地方行政機関

- (1) 九州管区警察局
 - ①警察災害派遣隊の運用及び調整に関すること
 - ②災害時における他管区警察局との連携に関すること
 - ③管内内県警察及び防災関係機関との協力及び連絡調整に関すること
 - ④災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること
 - ⑤災害時における警察通信の運用に関すること
 - ⑥津波警報等の伝達に関すること
- (2) 沖縄総合事務局
 - ①総務部
 - ア 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること
 - イ 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること
 - ②財務部
 - ア 地方公共団体に対する災害融資
 - イ 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請
 - ウ 公共土木等被災施設の査定の立会
 - エ 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定

- ③農林水産部
 - ア 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告
 - イ 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策
 - ウ 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策
 - エ 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策
 - ④経済産業部
 - ア 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策
 - イ 被災商工業者に対する金融、税制及び労務
 - ⑤開発建設部
 - ア 直轄国道に関する災害対策
 - イ 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策
 - ウ 直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策
 - エ 公共土木施設の応急復旧の指導、支援
 - オ 大規模土砂災害における緊急調査
 - ⑥運輸部
 - ア 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策
 - イ 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請
 - ウ 災害時における輸送関係機関との連絡調整
- (3) 九州厚生局
- ①災害状況の情報収集、通報に関すること
 - ②関係職員の現地派遣に関すること
 - ③関係機関との連絡調整に関すること
- (4) 沖縄防衛局
- ①米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整
 - ②所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
 - ③「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整
 - ④日米地位協定等に基づく損害賠償
 - ⑤地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等
- (5) 那覇産業保安監督事務所
- ①鉱山施設の保全、危害防止及び鉱害の防止対策
 - ②災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保
- (6) 那覇空港事務所
- ①空港及びその周辺における航空機に関する事故、その他空港における事故に関する消火及び救助
 - ②航空運送事業者に対する輸送の協力要請
 - ③被災者、救助物資等の航空機輸送の調整
- (7) 第十一管区海上保安本部
- ①警報等の伝達に関すること
 - ②情報の収集に関すること

- ③海難救助等に関する事
 - ④緊急輸送に関する事
 - ⑤物資の無償貸与又は譲与に関する事
 - ⑥関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事
 - ⑦流出油等の防除に関する事
 - ⑧海上交通安全の確保に関する事
 - ⑨警戒区域の設定に関する事
 - ⑩治安の維持に関する事
 - ⑪危険物の保安措置に関する事
- (8) 沖縄気象台
- ①気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
 - ②気象、地象（地震にあつては、発生した断層連動による地震動に限る）、水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。
 - ③気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
 - ④市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
 - ⑤防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
- (9) 沖縄総合通信事務所
- ①非常の場合の電気通信の監理（非常通信に係る無線局の臨機の措置、臨時災害FM局の開設など）
 - ②災害時における非常通信の確保
 - ③災害対策用移動通信機器の貸出
 - ④沖縄地方非常通信協議会との連携・調整
- (10) 沖縄労働局
- ①災害時における労働災害防止対策
 - ②災害に関連した失業者の雇用対策
- (11) 九州地方環境事務所那覇自然環境事務所
- ①災害廃棄物等の処理対策に関する事
 - ②環境監視体制の支援に関する事
 - ③飼育動物の保護等に係る支援に関する事
- (12) 国土地理院沖縄支所
- ①地殻変動の監視に関する事
 - ②災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事
 - ③復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事
- 3 自衛隊**
- (1) 災害派遣の準備
 - (2) 災害派遣の実施
- 4 沖縄県**
- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
 - (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施

- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 水防、消防、救助、その他の応急措置
- (8) 災害時の保健衛生及び文教対策
- (9) 災害時における交通輸送の確保
- (10) 災害廃棄物の処理に係る調整及び事務
- (11) 被災施設の災害復旧
- (12) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- (13) 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整
- (14) 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県市外からの応援等の調整
- (15) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

浦添市関係

中部土木事務所…所管に係る施設の災害予防並びに災害時における応急対策、復旧対策及びこれらの指導

中部農林土木事務所…所管に係る施設の災害予防並びに災害時における応急対策、復旧対策及びこれらの指導

南部福祉保健所…災害時における管内保健衛生対策及び指導

5 沖縄県警察（浦添警察署）

- (1) 災害警備計画に関すること
- (2) 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- (3) 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること
- (4) 交通規制・交通管制に関すること
- (5) 死体の見分・検視に関すること
- (6) 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること

6 指定公共機関

- (1) NTT西日本（株）沖縄支店、NTTコミュニケーションズ（株）

① 電信電話施設の保全と重要通信の確保

- (2) （株）NTTドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株）

① 移動通信施設の保全と重要通信の確保

- (3) 日本銀行（那覇支店）

① 銀行券の発行及び通貨・金融の調整を行うとともに、資金決済の確保を図り、信用秩序の維持に資する

- (4) 日本赤十字社（沖縄県支部）

① 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関する
こと

② 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整
に関すること

- ③義援金の募集及び配分の協力に関すること
 - ④災害時における血液製剤の供給に関すること
- (5) 日本放送協会（沖縄放送局）
- ①気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
- (6) 沖縄電力（株）
- ①電力施設の整備と防災管理
 - ②災害時における電力供給確保
- (7) 西日本高速道路（株）（沖縄高速道路事務所）
- ①同社管理道路の防災管理
 - ②被災道路の復旧
- (8) 日本郵便（株）沖縄支社（各郵便局）
- ①災害時における郵便事業運営の確保
 - ②災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱
 - ③災害時における窓口業務の確保

7 指定地方公共機関

- (1) (一社) 沖縄県医師会
- ①災害時における医療及び助産の実施
- (2) (公社) 沖縄県看護協会
- ①災害時における医療及び看護活動（助産を含む）への協力
- (3) (一社) 沖縄県バス協会
- ①災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整
 - ②災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
- (4) 琉球海運（株）
- ①災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保
- (5) 日本トランスオーシャン航空（株）
- ①災害時における航空機による救助物資等の輸送の確保
- (6) 沖縄都市モノレール（株）
- ①災害時におけるモノレール車両による救助物資等の輸送の確保及び帰宅困難者対策
- (7) (一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
- ①高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備に係る復旧支援
- (8) (一社) 沖縄県婦人連合会
- ①災害時における女性の福祉の増進

(9) 沖縄セルラー電話（株）

- ①電気通信の疎通の確保と重要通信の確保

(10) (一社) 沖縄県薬剤師会

- ①災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること

(11) (社福) 沖縄県社会福祉協議会

- ①沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市町村災害ボランティアセンターの支援に関すること
- ②生活福祉資金の貸付に関すること
- ③社会福祉施設との連絡調整に関すること

(12) (一財) 沖縄観光コンベンションビューロー

- ①観光危機への対応に関すること
- ②観光・宿泊客の安全の確保に関すること

(13) (公社) 沖縄県トラック協会

- ①災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の緊急輸送に関すること

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) (公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団

- ①外国人に関する情報提供等の協力に関すること

(2) 沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合

- ①観光・宿泊客の安全の確保に関すること

(3) (一社) 沖縄県歯科医師会

- ①災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること

(4) (公社) 沖縄県獣医師会

- ①災害時の動物の医療保護活動に関すること

(5) (一社) 沖縄県建設業協会

- ①災害時の重機等による救援活動の協力に関すること
- ②災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関すること

(6) 沖縄県土地改良事業団体連合会

- ①農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備、防災管理に関すること
- ②農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること

(7) 沖縄県農業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、沖縄県森林組合連合会

- ①農林漁業関係者の安全の確保に関すること
- ②農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
- ③災害時における食料及び物資等の供給及び海上輸送等の協力に関すること

- ④農林漁業の災害応急・復旧対策に関すること
- ⑤被災農林漁業者の再建支援に関すること

- (8) 浦添商工会議所、沖縄県商工会連合会
 - ①被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
 - ②救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関すること
 - ③災害時における物価安定についての協力に関すること

- (9) (一社) 沖縄県ハイヤー・タクシー協会
 - ①災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関すること

- (10) (公財) 沖縄県交通安全協会連合会
 - ①避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること
 - ②被災地及び避難場所の警戒に関すること
 - ③関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力に関すること

- (11) 沖縄県石油商業組合、沖縄県石油業協同組合
 - ①石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給に関すること

- (12) (一社) 沖縄県産業廃棄物協会
 - ①災害廃棄物処理についての協力に関すること

- (13) (公社) 沖縄県環境整備協会
 - ①災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに浄化槽の点検・復旧についての協力に関すること

- (14) 上下水道指定工事店
 - ①災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関すること

- (15) 危険物等取扱事業者
 - ①危険物の保安及び周辺住民の安全確保に関すること
 - ②災害時における石油等の供給に関すること

- (16) 社会福祉施設管理者
 - ①入所者及び通所者の安全の確保に関すること

- (17) 病院管理者
 - ①入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること
 - ②被災傷病者の救護に関すること

- (18) 学校法人
 - ①児童及び生徒等の安全の確保に関すること
 - ②施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策に関すること

- (19) 金融機関

①被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること

第6節 市民及び事業者等の責務

大規模な災害が発生した場合、市及び関係機関は、その総力を結集して災害対応対策を実施するが、その対応能力には限界がある。

従って、基本法第7条「住民等の責務」に基づき、以下に示すように市民及び事業者等は、積極的に災害防止に努める。

1 市民

- (1) 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承
- (2) 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
- (3) 飲料水、食料及び生活用品等の7日分以上の備蓄と点検
- (4) 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動への協力
- (5) 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
- (6) 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援
- (7) 災害廃棄物の分別
- (8) その他自ら災害に備えるために必要な行動

2 自治会・自主防災組織

- (1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検
- (2) 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承
- (3) 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力
- (4) 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）
- (5) 自主防災リーダーの養成
- (6) 自主防災活動及び訓練の実施
- (7) 気象情報等の収集及び伝達
- (8) 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力
- (9) 災害時の避難所の自主運営
- (10) 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

3 事業者

- (1) 従業員の防災教育及び訓練
- (2) 事業継続計画（BCP）の作成及び更新
- (3) 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討
- (4) 従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄と点検
- (5) 自衛消防活動・訓練
- (6) 気象情報等の収集、従業員、所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
- (7) 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
- (8) 避難行動要支援者等の避難支援
- (9) 災害廃棄物の分別
- (10) 災害時の事業継続、国、県、市の防災活動の協力（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に関わる事業者に限る。）
- (11) その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

第2章 基本方針

第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

1 想定の方考え方

(1) 想定災害

①地震・津波

東日本大震災の教訓を踏まえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの地震・津波を想定する。

一つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、第1章 第4節 第3 1「(1) 切迫性の高い津波」に示す地震・津波である。

もう一つは歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震や明和8年(1771年)八重山地震による大津波などがあげられる。

なお、地震・津波の想定にあたっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部等との連携に留意する。

②風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については水防法や土砂災害防止法に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超えるはん濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

また、大規模事故災害については、海上、航空機の大規模事故も想定していく必要がある。

(2) 被害想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も次の点に留意して適宜見直していく必要がある。

①今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

②津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波の高さ、浸水範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火又は大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることに留意する。

2 防災計画の方考え方

市は、県及び指定地方公共機関等と連携し、災害及び被害想定の結果に基づき防災計

画を検討する必要がある。

検討においては、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定することが重要である。

また、想定レベルや地域の社会構造に応じて、次の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

(1) 想定する災害のレベルへの対応

①最大クラスの災害に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果を踏まえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。

②比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。

(2) 地域の社会構造の変化への対応

①人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。

市は社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、次に掲げるような変化について十分な対応を図るよう検討する。

ア 災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

イ 高齢者や障がい者等の要配慮者（※1）が増加している。

防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。

また、社会福祉施設、医療施設等の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から避難行動要支援者（※2）の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

ウ 経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。

災害の発生時に、観光客や外国人にも十分配慮するとともに、本市の経済力や観光立県の信用力を強化する観点からも、本市の防災体制を強化する必要がある。

エ 生活者の多様な視点への配慮が求められている。

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

オ ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。

これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

カ 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。

コミュニティ、自主防災組織等の強化、障がい者、高齢者等の要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

②近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、トンネル及び橋梁等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

※1 要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう。一般的に高齢者、障がい者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。

※2 避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々をいう。

(3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による市の庁舎、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画と連携していく必要がある。

(4) 複合災害への対応

同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事態が考えられる。

本市において発生の可能性のある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的に対応できるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討しておく必要がある。

第2節 防災対策の基本方針

本市は、台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が懸念されるとともに、本土から離れた地理的条件下にあつて、狭小な土地に密集する人口、増加する観光客等の社会的条件を併せ持つ。そのため、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策である。

防災施策は、本市の自然的特性及び社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることが重要である。

防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において国、県、市、公共機関、事業者及び住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本方針は、以下のとおりである。

1 周到かつ十分な災害予防対策

複合災害による厳しい事態の発生に対処できるように、最新の科学的知見を総動員して起こり得る災害及びそれによる被害を的確に想定し、可能な限りの備えを行う必要がある。

また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせる必要がある。

さらに、住民一人一人が防災に対する意識を高め、自らの命と生活を守れるよう、住民の防災行動力の向上を促進するとともに、地域の組織や団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

その他、災害に強い地域経済を確保するため、企業や組織の事業継続、物資等の供給網の確保、相互支援の取組等を促進する。

以上を踏まえ、災害予防における基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 災害に強いまちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等による災害に強い都市構造の形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全性の確保及び代替施設の整備等によるライフライン機能確保
- (2) 事故災害を予防するための事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実
- (3) 市民の防災活動を促進するための住民への防災思想及び防災知識の普及、防災訓練の実施、市民の自発的な防災活動の促進、自主防災組織等の育成強化、ボランティアとの連携強化及びボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企业防災の促進、災害教訓の伝承による市民の防災活動環境の整備等
- (4) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実や、食料・飲料水等の備蓄及び関係機関が連携した実践的な防災訓練の実施等

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

迅速かつ正確な情報収集・伝達・共有を可能とする平時からの備え・訓練を行い、的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応できるようにする。

また、被災者のニーズの変化や多様性に適切に対応する。

以上を踏まえ、災害応急対策における基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 災害発生の際の警報等の伝達、住民の避難誘導、避難行動要支援者や観光客等の避難支援及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動
- (2) 発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立
- (3) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動
- (4) 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難場所への収容、避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等広域的避難収容活動
- (5) 被災者等への的確かつ分かりやすい情報の速やかな公表・伝達及び相談窓口の設置等による住民等からの問い合わせへの対応
- (6) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達と被災地のニーズに応じた供給
- (7) 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持に必要な活動、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等
- (8) 防犯活動等による社会秩序の維持のための対策及び物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等
- (9) 応急対策のための通信施設の応急復旧、二次災害防止のための土砂災害等の危険箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧及び二次災害の防止のための危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策の実施
- (10) ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受入れ

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

被災地域の特性等を踏まえ、よりよい地域社会を目指した復旧・復興対策を推進することとし、災害復旧・復興における基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案した被災地域の復旧・復興対策の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進
- (2) 被災施設の迅速な復旧とそのための広域応援
- (3) 再度災害の防止と、より快適な都市環境を目指した防災まちづくり
- (4) 迅速かつ適切な災害廃棄物処理
- (5) 被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建の支援
- (6) 被災中小企業の復興等の地域の自立的发展に向けた経済復興の支援

4 その他

市は、県及び公共機関等と互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災関係機関どうしや住民等の間及び住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第3節 本県の特殊性等を考慮した重要事項

沖縄県は本土から離れており、防災上不利な地理的条件があるほか、沖縄県は、年間 800 万人以上の観光客が訪れる等の防災上特別な配慮が必要な社会条件を有する。さらに、本土への復帰が遅れたこと等の歴史的背景から、本土に比べて防災体制に格差があることを十分踏まえて、防災対策の重点を位置づける必要がある。また、東日本大震災の検証は現在も続いており、これを踏まえた防災計画の検討は時間を有する事項も多くある。このため、当面は、住民の津波被害対策や防災教育及び防災訓練の充実等、住民の生命を守るソフト対策を優先して早急に取り組むことが重要である。

また、耐震化及び津波防御施設の整備等のハード対策についても、中長期課題として位置づける必要がある。

1 沿岸部の低地に密集する人口等への防災対策

地震発生から津波到達時間内に避難できるように、以下のような津波避難対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

- (1) 津波ハザードマップの整備、学校等の防災教育及び地域の津波避難訓練の実施
- (2) 市の津波避難計画、浸水想定区域の学校、医療機関及び福祉施設等の津波避難マニュアルの作成
- (3) 高台が少ない地域等の津波避難ビル等の確保及びがけ地の避難階段の整備
- (4) 海拔高度図を活用した公共施設等への標高や津波避難場所の標識設置
- (5) 避難誘導者及び避難支援者等の安全確保対策

2 観光客や外国人の避難誘導

地震が発生した場合、市街地、海岸、観光施設等にいる多数の観光客の避難誘導が必要となるほか、航空機が停止した場合には、市内に滞留することも予想される。

観光客等の安全を確保するため、市、観光協会、観光施設及び宿泊施設等の関係者が連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。

地震発生から津波到達時間内に避難できるように、以下のような津波避難対策を進めるほか、最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

- (1) 観光施設、宿泊施設等における観光客、外国人等の避難誘導體制の整備
- (2) 海拔高度図を活用した、観光施設等への標高や津波避難場所・ルート等の標識設置
- (3) 滞留旅客の待機施設等の確保

第4節 防災計画の見直しと推進

防災計画は実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要がある。

また、大規模災害は想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、市、関係機関及び住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが重要である。

1 防災計画の見直し

市防災計画は、想定した災害の諸形態を考慮して県内の防災に関する事項を網羅的に示しているものである。市が市防災計画を見直すに当たっては当該地域の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討の上、必要な事項を記載する。また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。

2 防災計画の効果的な推進

防災担当部局は、これら防災計画を効果的に推進するため、関係各課及び関係機関間の連携を図り、以下の対策を実施する。なお、市防災計画に基づく対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。

(1) 計画推進のための対策

- ①実施計画（アクションプラン）及び応急活動要領（マニュアル）の作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底
- ②計画、アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検並びに点検や訓練から得られた関係機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映
- ③他の計画（総合計画、マスタープラン等）の防災の観点からのチェック

3 様々な主体の相互連携と市民運動の展開

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。

個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体は、相互に連携して日常的に減災のための行動と投資を展開する。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題及び実施方針を定め、関係機関等の連携の強化を図る。

4 市及び指定地方公共機関等の連携

市及び指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図る。

また、他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。

市防災計画は、本市の防災に関する総合的な計画であり、これを確実に実行していく必要がある。

5 防災会議における検証等

市防災会議は、市防災計画の実施状況並びにこれに基づくマニュアル等を定期的に把握するとともに、防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証・検討と併せ、その時々における防災上の重要事項や課題を把握し、又は審議し、これを市防災計画に的確に反映させていく。

防災計画等の策定段階から、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、女性、自主防災組織、要配慮者、学識者等の参画を促進し、計画等に反映させていく。

6 地区防災計画の策定等

市防災計画は、市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下「地区居住者等」という)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(以下「地区防災計画」という)について定めることができる。

地区居住者等は、共同して、市防災会議に対し、市防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。

市防災会議は、遅延なく市防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

7 防災計画の整合性の確保

(1) 防災計画間の整合

市防災計画、県防災計画、水防計画その他防災関連計画が体系的かつ有機的に整合性を確保するために必要なチェックを行う。

(2) 防災関係法令との整合

大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策に推進に関する特別措置法、水防法、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律その他防災関係法令において、市防災計画に定めるべきとされた事項を確実に位置づけることとする。